

平成26年6月30日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成26年6月30日(月)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成26年6月30日(月)
午後3時28分
- 3 招集の場所 福知山市総合福祉会館34・35号室
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
瀬田 眞澄
大槻 豊子
塩見 佳扶子
荒木 徳尚
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教 育 部 長 池 田 聡
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 坂 本 幸 彦
教 育 総 務 課 長 眞 下 誠
教 育 総 務 課 参 事 藤 田 一 樹
次 長 兼 学 校 教 育 課 長 芦 田 誠
学 校 教 育 課 総 括 指 導 主 事 端 野 学
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 崎 山 正 人
生 涯 学 習 課 参 事 横 山 尚 子
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 芦 田 收
図 書 館 中 央 館 長 塩 見 英 世
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教 育 総 務 課 長 眞 下 誠
- 7 議事及び議題
別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

なし

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議調製者 教育部長

教育委員会会議録

1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

2. 前回会議録の承認

5月27日開催の教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく承認されました。

3. 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

平成26年6月13日、参議院本会議で賛成多数で可決、成立しました地教行法の一部を改正する法律に基づき、現行の教育委員会制度を見直される状況となりました。すでに私たちも研修を重ね、一定の理解はしておりますが、この法律が成立されたことにより、改めてこの場で法律について報告をいたします。

資料1に基づき説明をさせていただきます。この見直しが行なわれた経過については、平成23年10月、大津市の中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺する事件が発生し、翌年の報道を契機に教育委員会の隠ぺい体質が厳しく問われ、改めて従前から批判のあった教育委員会制度の見直しの議論が高まったことによるものであります。現行の教育委員会制度について従前からどのような批判があったのかと申し上げますと主なものとして4点が上げられます。1点目は、「権限と責任の所在が不明確である」、2点目は、「地域住民の意向の反映が不十分である」、3点目は「教育委員会の審議等が形骸化している」、そして4点目は、「迅速性・機動性が欠如している」ということでもあります。1点目については、非常勤の教育委員からなる合議制の執行機関である教育委員会は、その代弁者である教育委員長と事務の統括者である教育長の間で責任の所在が不明確であるというものです。また、2点目は公選の首長との意思疎通、連携に課題があり、地域住民の意向を十分反映していないというものです。3点目は、教育委員会は事務局案を追認するだけで審議が形骸化しているというものです。4点目は、非常勤の教育委員からなる合議体の教育委員会は、月1～2回の会議のため、迅速な意思決定が不可能であり、日々変化する教育問題に的確で速やかな対応が出来ていないというものであります。こういう問題が取り上げられる中で、安倍内閣の教育改革は、与党が大きな方針を打ち出し、政府の「教育再生実行会議」が方向性を決め、それを受けた中央教育審議会が細部の制度設計を議論し答申にまとめ、この答申を基に文部科学省が法案に仕上げるという形で進められてきました。そして、衆議院から参議院までの国会審議を経て平成26年6月13日に成立したということでもあります。この改正法成立までの過程で、教育行政の最終権限を首長に移行する案、諮問機関への格下げ案、またなかには教育委員会の廃止論も出ましたが、最終的には教育行政の合議制の執行機関として存続することとなりました。この法律について、まず私たちは法案の段階で方向性を互いに確認をしてまいりました。今回、6月の市議会で教育委員長が一定の見解を述べられました。福知山市の教育委員会の見解としては、法律の趣旨を踏まえ、政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら教育行政における責任体制を明らかにし、迅速な危機管理体制を構築し、市長との連携の強化を図るなど、今後、所要の条例・規則等を整備し、市民の期

待に応える教育行政のため一層の努力を重ねていきたいということであり
ます。

次にこの法律の概要について説明をいたします。まず、趣旨は教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うということです。概要は資料にありますように、1点目として「教育行政の責任の明確化」、2点目「総合教育会議の設置、大綱の策定」、3点目「国の地方公共団体への関与の見直し」、4点目はその他として総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し公表するよう努めなければならないことや、現在の教育長は委員としての任期満了まで従前の例により在職するということがあげられています。施行期日は、平成27年4月1日であります。

倉橋委員長

先だって開催された議会で委員長の所見を求められました。先ほど教育長からもありましたように教育委員会議で議論し、共通理解をしている内容を私なりの言葉で述べさせていただきましたので、その内容を簡単にこの場で報告いたします。

「改正前の教育委員会制度の根幹である一般人である非常勤の委員で構成される教育委員の合議で行使の決定をするレイマンコントロールのしくみは大変、大切であると考えている。今回、その重要性が認識され、このしくみが残されたものだと思う。我々教育委員は、市民の視線や常識的な知見を大切にして委員会で率直な意見を述べ、保護者や市民、児童・生徒、また教職員の願いや思いを大切にして教育行政を推進していくことが出来る立場にあることを自覚している。またその責任の重さも実感している。制度が変わったとしても政治的中立性を確保し、一定の方針のもとに安定的、継続的に本市の教育の充実に努め、市民の期待に応えていきたい。」ということをお答えさせていただきました。

それでは、新しく改正された法律について教育長から報告いただきましたので、疑問に思うことや意見、御質問があればお願いします。

瀬田委員

先ほど報告のありました経過の中で、従前からの批判について4点上げられましたが、私自身は、福知山市教育委員会としては、2、3、4点のことについては、常に十分機能してきたと考えます。しかしながら、本市の教育委員会としてこの従前からの批判というものの捉え方を踏まえて反省し、次のステップにつなげていかなければならないと思います。

倉橋委員長

さまざまな批判があることは意識をしながら、その批判に応えるべく我々は教育委員会の制度の趣旨に基づき、精一杯に生きるものにしようという気持ちをもってやってきましたとっております。批判のすべてがあてはまる様な教育委員会であったとは思っておりませんし、また最大限の努力をしてきたと思っております。しかし、全国的には批判があつ

たことは事実ですので、その状況の中で改正が行われた現状も受け止めなければなりません。

塩見委員

今回の改正でクローズアップされていたのが、首長の権限強化の問題でしたが、今までから首長は教育行政に関わっておられることは教育長から話をさせていただいておりました。改めてどんな関わりがあったかお聞かせください。またこのたびの改正によって今後、教育行政に対して首長は何が出来るようになるのかということもお聞かせください。一番懸念するのは、教育現場における政治的中立性の問題です。個人的な価値判断や特定の影響力から中立性を確保できなくなるような状況になれば学校が混乱します。そういったことが起こらないように中立性を維持するための根本となる関係法等を教えてください。

荒木教育長

教育行政において、今までから首長が関与している部分が大いことは話をしてきましたが、まずその一つは財政的権限です。二つ目は、条例制定です。また3つ目には、訴訟進行の権限です。さらに4つ目は、市長部局との総合調整を常に行い、首長の合意を得つつ教育事務を実施しているということです。このように現行法のしくみでも首長の関与がなければ教育行政は一步も進まないという状況にあります。

一方、今度の法律によって、市長が行える新たな権限として、総合教育会議を主催し大綱を決めること、新教育長を任命、罷免できること、これが主なものです。

塩見委員

総合教育会議の法的な位置づけはどうか。

荒木教育長

総合教育会議は、首長と教育委員会の協議及び調整の場という位置づけであります。この総合会議において調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うものの、この場で決定するというものではないため、決定機関ではありません。また首長の諮問に応じて審議を行う諮問機関でもありません。協議し調整を経た大綱は、尊重義務が生じることとされているため、教育委員会には大綱に沿った教育行政が期待されることとなります。しかしながら、大綱は法令や条例と異なり、教育委員会に対して従うべき法的義務を課したものではありませんので、大綱の実現ができなかったとしても、道義的、社会的責任が生じるにとどまるものであり、教育長や教育委員が職務上の義務違反として罷免されるものではありません。また、首長や教育委員が大綱どおりに管理・執行を行わなかったとしても、当該行為が無効になるものではありません。

大槻委員

資料の概要1にあるように「教育委員から教育長に対し教育委員会議の招集を求めることが出来る」とありますが、具体的にどのような時に求めることが出来るのでしょうか。

荒木教育長

学校で相当大きな問題が起こり迅速に対応を考えていかなければならない場合や、市民の意見を反映する教育委員会でなければならぬにもかかわらず、市民の中で話題になっている問題に対し一向に対応しようとする動きがない場合は、遠慮なく求めていただきたいと思います。市民目線で課題にすべきことを教育委員のみなさんがお気づきになれば、求めていただきたいと思います。

倉橋委員長

合議体の意思決定により事務を執行するしくみが残されたことから首長や教育長の独走を避けることができるものだと思います。

瀬田委員

市長は緊急を要するような事案が発生した場合、教育委員会に対して、臨時に総合教育会議を開いて、個別案件を協議できるのですか。

荒木教育長

大綱に有る無しにかかわらず市長から求めがあれば応じることになるであろうと思います。今後、大綱を策定していかなければなりませんので、その中でどのような事項を決め、どこまで踏み込むのか考えていくこととなります。

塩見委員

今回の改正では、教育長の権限強化についてもクローズアップされています。この新教育長の職務のチェック機能はどうなるのでしょうか。

荒木教育長

現行の教育長は、教育委員としての「特別職」の立場と、教育長としての「一般職」の立場を併せもつことから「特別職」として教育委員の服務規定が適用されるとともに、「一般職」として地方公務員法上の服務規定が適用されています。今回、教育長は教育委員長と教育長が一本化された職として、首長から直接任免され、特別職としての立場に一本化されることに伴い、一般職の地方公務員法の服務の規程は適用されないこととなります。

今までは教育委員の一員でもありましたのでコントロールがきく状態であったとも言えるかもしれませんが、今度から教育委員からの要請により会議を招集しなければなりませんので、このことがチェック機能を果たすものであると思います。

塩見委員

この新しい教育制度の施行は来年4月1日からとなりますが、経過措置はあるのですか。教育委員長や教育長はどうなるのでしょうか。

倉橋委員長

予測できかねますが、少なくとも4月1日から、即、新教育長になるということは無いという見通しです。

荒木教育長

4月1日をもって、即、新制度に移行することは教育現場をはじめ様々ところで混乱が生じることとなりますことから経過措置が設けられています。附則2条に「現在の教育長は、

委員としての任期満了まで従前の例により在職する」とあります。福知山市がどうしていくかは、我々の課題ということになります。

倉橋委員長

今後、我々も研修や他部局との調整の状況も確認しながら、内容についておさえていきたいと思えます。

それでは、教育長の報告について終わらせていただきます。

4. 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 福知山市私立幼稚園就園奨励費交付要綱の一部改正について

眞下教育総務課長

～資料に基づき報告～

福知山市私立幼稚園就園奨励費交付要綱の一部改正について、御説明申し上げます。

資料といたしましては、教育委員会議資料の2ページから10ページまで記載しております。

資料としてはつけておりませんが、私立幼稚園就園奨励費と申しますのは、3歳児・4歳児・5歳児を通わせている世帯の状況に応じて保育料を減免している額について、保護者ではなく設置者に対し、補助を行う制度で、本市の場合ですと、私立幼稚園（聖テレジア幼稚園・小さき花幼稚園）の設置者である学校法人京都北カトリック学園に対して補助を行うというもので、国から幼稚園就園奨励費補助金として補助を受けることができることになっております。

国も幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を定めており、その中でそれぞれの世帯に応じた補助限度額の改正について、4月25日に文部科学省初等中等教育局から各都道府県教育委員会に、同日4月25日に京都府教育委員会から本市教育委員会に通知があったところでございます。

これに伴い、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき定めております福知山市私立幼稚園就園奨励費交付要綱の別表第1、及び別表第2に定める補助限度額について、国の基準と同額にすべく、6月1日付けで改正したものでございます。なお、昨年度も、6月定例教育委員会議におきまして、国の基準が変わったことにより、同様の改正をしております。

今回の改正のポイントは、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育にかかる保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組むとする国の方針に沿って、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとして、低所得者世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行うものです。

この、低所得世帯の保護者負担の軽減については、保育所と同様に生活保護世帯の保護者負担を無償にするため、補助限度額を増額しております。

また、多子世帯の保護者負担の軽減については、保育所と

同様に第2子の保護者負担を半額にしたうえで、所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃するものです。具体的には、資料5ページ以降の新旧対照表で記載しておりますが、6ページ中段からの別表第1につきましては同一世帯の中で幼稚園児がいる場合、8ページの別表第2につきましては、小学校1学年から3学年までの児童がいる場合の補助限度額となっており、それぞれの区分に応じて増額しております

補助限度額の変更箇所は6ページの別表第1中では区分「1」と「6」について、また8ページの別表第2中では、区分「1」から「5」についてで、所得割課税額につきましては、課税額そのものの基準は変わっておりませんが、その内訳が示されたことによる改正、いわゆる補助限度額の増額であり、多子世帯の所得制限の撤廃に対応し、新たに区分「6」を設けております。

前年と同じだけの申請があったとすれば、本年度の執行額は2,500万円程度となります。本年度の予算は、編成時に改正内容の一部が示されていなかったことから、改正を見込んでおりませんでした。予算としては、2,017万円を計上しております。そのため500万円程度不足すると思われるので、不足分は12月に補正をして対応していきたいと思っております。

新しい要綱につきましては6月1日付けでの施行となっておりますが、国の補助限度額の改正は平成26年度分であることから、附則において平成26年4月1日から適用することとしております。

倉橋委員長 このことについて、質問はありますか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 なければ、次に「教育長決裁による後援承認事項について」をお願いします。

(2) 教育長決裁による後援承認事項について

由里教育総務課係長 ～資料に基づき報告～

- No.2 1 郷土発信プロジェクト～福知山キッズコンシェルジュ～
- No.2 2 発達障害児支援教育セミナー
- No.2 3 第29回サマーキャンプ
- No.2 4 平成26年度第67回京都府中学校総合体育大会
- No.2 5 日本女子プロ野球リーグ2014 ヴィクトリアシリーズ西地区
福知山大会第13戦・第14戦
- No.2 6 第45回テニスまつり
- No.2 7 第5回福知山市武道館竣工記念剣道大会
- No.2 8 福知山市無料移動法律相談
- No.2 9 貝谷バレエ団福知山研究所・第40回発表会
- No.3 0 ニューモラル講演会
- No.3 1 第22回やくの高原まつり

- No. 3 2 第8回ウィズガス全国親子クッキングコンテスト
福知山・舞鶴地区大会
- No. 3 3 第51回教育者研究会 京都北部会場
- No. 3 4 第43回三たん女子ソフトボール大会

倉橋委員長 後援承認について、質問はありますか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 なければ、次に「『放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準』の意見募集について」の報告をお願いします。

(3) 「放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準」意見募集について
横山生涯学習課参事 ～資料に基づき報告～

資料54ページをご覧ください。

子ども・子育て関連3法が成立し、児童福祉法の改正により、「放課後児童クラブの設備運営に関する基準」を条例で定めなければなりません。このことから9月議会で上程する条例の骨子について、今月の24日から7月14日までの間で意見募集を行っております。意見募集はホームページ上で行い、郵送・ファックス・電子メール・市役所への直接提出としております。放課後児童クラブの骨子案は資料68ページからとなります。放課後児童クラブの設備運営について条例を定める内容は、職員の資格や施設の環境設備について多くの項目の条例設置が必要で、国が示す基準に従って骨子案を作成し、意見募集をすることとしました。また、国が示す基準には68ページ(3)表のとおり、従うべきものと参酌すべきものがありますが、福知山市の「子ども・子育て会議」でも審議をいただきましたが、福知山市においては、参酌すべき基準についても国と同様の内容としています。具体的には69ページを御覧ください。上から順に申し上げますとまず「従事する者及びその人数」の事項についてです。これは国に必ず従う必要のある項目で、従事する者を置かなければならないこと、支援の単位ごとに2人以上であること、職員の資格として指定の研修を受講していることと①～⑨の資格を有することが示されています。次に「一般原則」の項目からですが、これ以降は参酌すべき事項で、国と同様にしています。「設備の基準」においては、ここでの『児童につきおおむね1.65㎡』の基準は現在と同様です。「利用定員」については、ここでの『おおむね40人以下』は現在の定員とは異なりますが、施設の広さから考えて、国に参酌しておおむね40人としていきたいと考えます。「運営規定」においては、運営する市だけではなく、補助団体や委託でお世話になっている団体にも設置が必要です。「秘密保持」、「苦情対応」、「開所時間・日数」、「保護者との連絡」、「関係機関との連携」、「事故発生時の対応」、以上の項目について、それぞれ意見募集を行っております。この結果により、

最終的な条例案を9月議会で上程いたします。

倉橋委員長 このことについて、質問はありませんか。
24日から意見募集をされて、現時点で何かあがっていますか。

横山生涯学習課参事 現在の所はまだ、ありません。

大槻委員 パブリックコメントの募集にあたり、今、放課後児童クラブを利用されている保護者の方や、これから御利用される保護者にお知らせをされているのでしょうか。

横山生涯学習課参事 今回提案いたします条例基準は国の基準とおおむね同じでありますので、今の運営に関わり変更となる事項はありません。「子ども子育て会議」や「広報ふくちやま」で、お知らせはしておりますが、保護者宛に別途通知はしていません。

瀬田委員 放課後児童クラブの民間参入については、どのようにお考えなのでしょうか。現在は、市が運営をしておりますが、民間団体が参入するという声を上げられた場合、どのような対応をとられるのでしょうか。

横山生涯学習課参事 現在のところ、委託の社会福祉法人の保育園や補助団体の地元の団体以外、運営はありません。今後、放課後児童クラブ事業に参入をされる民間団体が出てくるであろうことは認識しておかなければなりません。その場合は、京都府知事に対して申請を行い、許可を得る必要があります。

倉橋委員長 他に質問等はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 なければ、次に「福知山市立図書館中央館の開館時間の変更について」の報告をお願いします。

(4) 福知山市立図書館中央館の開館時間の変更について

塩見図書館中央館長 ～資料に基づき報告～

資料74ページになります。

5月21日に、図書館条例施行規則の変更をいたしまして、午前10時からの開館としておりました。しかしながら、6月21日の開館初日は、グランドオープンの式典がございましたので、変更内容として、「通常の開館時間は午前10時からであるが、平成26年6月21日(土)のみ、午前11時30分開館とする。」、変更理由としては「『市民交流プ

ラザふくちやま』グランドオープンセレモニー開催のため。」
ということで、開館時間を変更いたしました。根拠としては、
福知山市立図書館条例施行規則第6条第2項で教育委員会の
承認事項でありますことから、事後になりましたが、報告さ
せていただきます。

倉橋委員長 続いて、「福知山市立図書館中央館開館記念事業 第23
回京都図書館大会（案）について」の説明をお願いします。

（5）福知山市立図書館中央館開館記念事業 第23回京都図書館大会（案）に
ついて

塩見図書館中央館長 ～資料に基づき報告～

この大会の概要案は、資料の75ページのとおりとなり、
「まちづくりと図書館」というテーマで開催をいたしますこ
とを報告させていただきます。

倉橋委員長 開館時間の変更については、既に終了しておりますので、
報告承認いたします。

図書館大会に関わりまして、御質問はありませんか。

荒木教育長 塩見館長がこの大会で事例発表をします。タイトルは「新
しい図書館を福知山に求めて」であります。そのサブタイ
トルには「福知山市立図書館大江分館の被災を乗り越えて」
とついておりますが、これはどういうつながりがあるの
でしょうか。

塩見図書館中央館長

図書館大会の実行委員会と相談をいたしました。

図書館で被災をした例がなく、その状況下で新館の準備を
すすめてきたという状況を話してほしいということでした。
被災対応と同時に新館の準備をすすめることは、膨大な事務
作業を伴うことからこれを乗り越えられた話を是非聴きたい
ということから、このタイトルで事例発表をすることとなり
ました。

倉橋委員長 他に質問はありませんか。

全委員 特になし。

6. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。